

総合口座取引規定の新旧比較表

条	現状（旧）	本件後（新）
6.当座貸越	<p>(2) ②この取引の国債等の<u>うち利付国債、政府保証債、地方債についてはその額面合計額の 80%、割引国債についてはその額面合計額の 60%の総合計額</u>、または 200 万円のうちいずれか少ない金額。ただし、国債等の額面額に乘じる割合は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、変更日および変更後の割合は店頭に掲示し、それにより貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額に見合う国債等を担保に差入れるか、または、新極度額をこえる金額を支払ってください。</p>	<p>(2) ②この取引の国債等の額面合計額の 80%、または 200 万円のうちいずれか少ない金額。ただし、国債等の額面額に乘じる割合は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、変更日および変更後の割合は店頭に掲示し、それにより貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額に見合う国債等を担保に差入れるか、または、新極度額をこえる金額を支払ってください。</p>
7.貸越金の担保	<p>(1) ②この取引の国債等は、<u>その種類ごとに次の金額を限度とし</u>、かつ前条 (2) ②の金額を担保するに足りるまで貸越金の担保として差入れられ、その国債等は担保としてその引渡しを受けます。</p> <p><u>a. 割引国債を担保とする場合…335 万円</u> <u>b. 利付国債を担保とする場合…250 万円</u> <u>c. 政府保証債を担保とする場合…250 万円</u> <u>d. 地方債を担保とする場合…250 万円</u></p> <p>(2) ③国債等が数種類ある場合は次の順序に従い担保とします。なお、同種の国債等が数口ある場合には償還期日の早い順、償還期日が同じ場合には明細番号の若い順とします。</p> <p><u>A割引国債</u> <u>B利付国債</u> <u>C政府保証債</u> <u>D地方債</u></p>	<p>(1) ②この取引の国債等は、<u>その額面合計額について 250 万円を限度とし</u>、かつ前条 (2) ②の金額を担保するに足りるまで貸越金の担保として差入れられ、その国債等は担保としてその引渡しを受けます。</p> <p>(2) ③国債等が数種類ある場合は次の順序に従い担保とします。なお、同種の国債等が数口ある場合には償還期日の早い順、償還期日が同じ場合には明細番号の若い順とします。</p> <p><u>A利付国債</u> <u>B政府保証債</u> <u>C地方債</u></p>
8.貸越金利息等	<p>(2) <u>国債等お預りの口座管理手数料は、担保差入後も引続き支払ってください。</u></p> <p>(3) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14%（年 365 日の日割計算）とします。</p>	<p>削除</p> <p>(2) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14%（年 365 日の日割計算）とします。</p>
—	(平成 22 年 1 月 10 日現在)	<u>(平成 23 年 2 月 14 日現在)</u>
ご案内	定期預金通帳・自由金利型定期預金通帳・自動つみたて定期預金通帳・債券（公共債）お預り通帳・ <u>マネーカプセル（国債定期口座）通帳</u> を、総合口座取引にご使用になる場合には、それぞれの通帳に所定のシールを貼ります。	定期預金通帳・自由金利型定期預金通帳・自動つみたて定期預金通帳・債券（公共債）お預り通帳を、総合口座取引にご使用になる場合には、それぞれの通帳に所定のシールを貼ります。